

(表面)

窓空宛名

○○県 国民健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定証										
有効期限		年 月 日								
交付年月日		年 月 日								
記号		番号	(枝番)							
世 帯 主	住所									
	氏名									
適用 対象 者 減額	氏名									
	生年 月日	年 月 日								
発効期日	年 月 日									
適用区分										
長期入院 該当年月日	年 月 日		交付 者印							
保険者番号 並びに交付 者の名称及 び印	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>									○○市 印

(裏面)

注意事項

- この証によって療養を受ける場合は、次の通り一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。
 - 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
 - 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける際に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。
- 保険医療機関等において療養を受けようとするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡してください。
- 被保険者の資格がなくなったとき又は認定の条件に該当しなくなったときは、直ちにこの証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があります。
- 有効期限を経過した証について、市町村から返還の求めがあったときは、直ちに、この証を市町村に返してください。
- この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出してください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備考